

(仮称) 長崎市交流拠点施設整備・運営事業

審査講評

平成 30 年 5 月 30 日

**(仮称) 長崎市交流拠点施設整備・運営事業
受注者選定審査会**

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業
審査講評 目次

第1	審査会の設置及び開催経過	1
第2	審査の経緯	1
	1 構成員の変更に至った経緯	1
	2 参加要件の確認(資格審査)の経緯	1
	3 事業提案書の審査(基礎審査・総合評価)の経緯	2
第3	評価項目に基づく評価の方法	2
	1 評価項目及び評価方法	2
第4	審査結果	3
	1 評価	3
	2 構成員の変更の適否	3
第5	審査講評	3
	1 MICE事業提案に対する項目	3
	2 民間収益事業提案に対する項目	3
第6	総評	4

第1 審査会の設置及び開催経過

長崎市（以下「市」という。）は、優先交渉権者の構成員の変更に関し、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等で構成する（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業受注者選定審査会（以下「審査会」という）を設置した。市が設置した審査会の委員は次のとおりである。

【委員の構成】

	氏名	所属・役職
会長	谷口 博文	国立大学法人九州大学学術研究・産学官連携本部教授
委員	江口 直明	ベーカー&マッケンジー法律事務所パートナー弁護士
委員	小川 悠貴	株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課長
委員	加藤 邦彦	長崎市副市長
委員	里 隆光	長崎商工会議所相談役
委員	下地 芳郎	国立大学法人琉球大学国際地域創造学部国際地域創造学科教授
委員	徳江 順一郎	学校法人東洋大学国際観光学部国際観光学科准教授
委員	原田 哲夫	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科システム科学部門教授
委員	安武 敦子	国立大学法人長崎大学大学院工学研究科システム科学部門教授

（備考：敬称略、会長以外は五十音順）

構成員の変更に関し、審査会を開催した。審査会の経過は、以下のとおりである。

開催日	主な議題
平成30年5月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 会長の選出及び会長職務代理者の指名について・ 審査会の議事等の取扱いについて・ 審査・評価に関する実務要領について・ 優先交渉権者の説明、質疑応答・ 個別評価・ 総合評価・ 審査講評について

第2 審査の経緯

1 構成員の変更に至った経緯

平成29年11月21日開催の第5回審査会での優先交渉権者の候補者の選定を受け、市は九電工グループを優先交渉権者に決定した。

その後、鹿島建設（株）らによる3者JVで受注した「九州新幹線（西九州）、新長崎トンネル（西）他工事」において死亡事故が発生したため、平成30年2月9日に市において鹿島建設（株）の指名停止を行った。

（仮称）長崎市交流拠点施設整備・運営事業の募集要項では、優先交渉権者決定時から事業契約締結時まで、代表企業以外の構成員、協力会社及びその他企業が参加要件や資格要件を欠いた場合は、直ちに失格とはせず、市と協議の上、当該構成員及び協力会社の変更を認める規定があるため、構成員である鹿島建設（株）九州支店の変更に係る協議を実施した。

2 参加要件の確認（資格審査）の経緯

優先交渉権者から平成30年4月25日に企業の変更申請書兼誓約書及び資格審査に係る書類が提出され、市において募集要項等に定める資格審査の要件を満たしていることが確認されて、平成30年4月26日付で資格審査の結果の通知がなされた。

3 事業提案書の審査（基礎審査・総合評価）の経緯

(1) 基礎審査

平成 30 年 4 月 27 日に優先交渉権者より、構成員の変更に伴う事業提案書の提出があり、市において変更後の提案内容を確認し、必要な書類がすべて提出されていること、提案内容が要求水準を満たしていることが確認された。

(2) 総合評価

各委員は、優先交渉権者から変更内容の説明を受け、質疑応答の後、事業者選定基準に基づき、構成員の変更に伴う変更後の提案内容に対し、評価項目毎に個別評価を行った。

その後、審査会全体での総合評価を行った結果、構成員の変更について、認めることができると判断した。

第 3 評価項目に基づく評価の方法

審査会は、代替企業の名を伏せて、以下のとおり提案内容に係る評価を行った。

1 評価項目及び評価方法

審査会は、構成員の変更に伴う変更後の提案内容について、事業者選定基準等における評価項目や審査のポイント等に基づき、評価した。

【評価項目】

評価分類	事業区分	大分類
	提案評価	
設計・建設に係る項目		
民間収益 事業		事業全体計画に係る項目

評価	評価の内容	得点化方法
A	当該評価項目において具体性のある特に秀でて優れた提案がなされている	配点×1.00
B	当該評価項目において具体性のある秀でて優れた提案がなされている	配点×0.75
C	当該評価項目において具体性のある優れた提案がなされている	配点×0.50
D	当該評価項目において優れた提案がなされているが、具体性や実効性に欠けている	配点×0.25
E	当該評価項目において評価に値する優れた提案がなされていない	配点×0

第4 審査結果

1 評価

審査会は、構成員の変更に伴う変更後の提案内容について、評価項目毎に下表のとおり評価を行った。

【変更提案内容に対する評価】

事業区分	項目	評価項目	評価
M I C E 事業	事業実施に係る項目	事業の安定性・確実性の確保	B
	設計・建設に係る項目	実施体制の妥当性	B
民間収益 事業	事業全体計画に係る項目	事業の安定性・確実性の確保	C

2 構成員の変更の適否

構成員変更に伴う提案内容について、事業者選定基準に基づき審査を行った結果、構成員変更後の優先交渉権者については、本事業で求める要求水準を満たし、業務遂行能力を有するものであることから、審査会として構成員の変更を認めることができると決定した。

第5 審査講評

構成員の変更に伴う事業提案書に対する審査会の講評は次のとおりである。

1 M I C E 事業提案に対する項目

(1) 事業実施に係る項目

項目番号	評価項目	審査講評
2	事業の安定性・ 確実性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・代替企業の実績を踏まえ、事業の安定性・確実性は確保されると評価された。 ・設計のスケジュールが当初よりも短縮されるため、リスクマネジメントが重要であるとの意見があった。 ・変更前の構成員から代替企業への引継を十分に行い、事業実施に支障がないよう調整するよう求める意見があった。

(2) 設計・建設に係る項目

項目番号	評価項目	審査講評
4	実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・建築JVは代替企業が新たに入っても他の構成員に変わりがなく、地元の優良建設企業が引き続き建設業務を請負うことが評価された。 ・現場代理人の実績については、今後具体的な実施体制が示される中で、詳細な確認等が必要であるとの意見があった。

2 民間収益事業提案に対する項目

(1) 事業全体計画に係る項目

項目番号	評価項目	審査講評
2	事業の安定性・ 確実性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始が若干遅れる見込みであるが、事業の安定性・確実性は確保されると評価された。 ・事業開始が遅れるため、M I C E 事業とのスケジュールの調整等を綿密に行うよう求める意見があった。

第6 総評

審査会において、構成員の変更に伴う提案内容を事業者選定基準に基づき、厳正な審査を行った結果、構成員変更後の優先交渉権者は、本事業で求める要求水準を満たし、業務遂行能力を有するものであり、構成員の変更は認めることができると評価した。今後の事業実施にあたっては、長崎市と引き続き綿密な協議や調整を行い、官と民が連携・協力し、より一体となって本事業を円滑に実施されることを期待したい。

最後に、優先交渉権者を決定した後の構成員の変更に係る検討や準備においては、多数の関係者の協力等があったものと思われるが、その方々の熱意や努力に敬意を表し、今後、本事業が順調に実施され、長崎市の更なる発展に寄与することを願う。

平成30年5月30日

(仮称) 長崎市交流拠点施設整備・運営事業受注者選定審査会

会長 谷口 博文